

平成26年1月

お客様各位

山梨県民信用組合

当組合の「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会と日本商工会議所が事務局）より昨年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」が平成26年2月1日から適用されることを踏まえ、同日以降、本ガイドラインを尊重し、遵守してまいります。

当組合は、これまでも、ご融資に際し個人保証をご提供いただく場合については、保証意思の確認についてご契約時に確認させていただいておりますが、今後、「経営者等の個人保証なしでのご融資のご利用申出を頂いた場合」、「既存のご融資における保証契約の見直しのご相談を頂いた場合」、また、「保証人の方が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合」は、本ガイドラインに基づき、これまで以上に、誠実かつ丁寧に対応するよう努めてまいります。

本件に関するご相談は、当組合本店、各営業店及び総合相談センターのご相談窓口でお受けしております。

また、本件に関する苦情相談につきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■フリーダイヤル

 0120-305-338

■受付時間

平日:9:00 ~ 17:30

本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

[経営者保証に関するガイドライン](#)

[「経営者保証に関するガイドライン」Q&A](#)

以上